

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

楽天コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、個人向け SANNET インターネットサービス会員規約（以下「SANNET 会員規約」といいます。）第13条 オプションサービスの提供に基づいて、この SANNET LTE サービス利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、これにより SANNET モバイルサービス powered by 楽天ブロードバンドの SANNET LTE サービス（以下「SANNET LTE」といいます。）を提供します。

2 本規約において定めのない事項については、SANNET 会員規約の規定を適用するものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (規約の掲示)

当社は、この規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

第4条 (用語の定義)

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 協定事業者	電気通信事業者であって電気通信番号規則第9条第1項3号により識別される電気通信設備を有する電気通信事業者
4 SANNET LTE	協定事業者の電気通信設備と利用契約者の端末機器（SIMカードが装着されたものに限り）との間に電気通信回線を設定して提供するデータ通信サービス
5 利用契約	SANNET LTE を提供するための規約に基づく契約
6 利用契約者	当社と SANNET LTE の規約に基づく契約を締結している者
7 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器
8 SIMカード	利用契約者の識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、当社が SANNET LTE の提供のために利用契約者に貸与するもの
9 ユニバーサルサ	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の

ービス料金	提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
10 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 SANNET LTE の種類

第 5 条（SANNET LTE の種類）

SANNET LTE の種類は以下の通りとします。

種類	内容
データ通信サービス	当社が貸与した SIM カードを利用して行うデータ通信サービス（以下「本サービス」といいます）

2 当社は、SANNET LTE の料金プラン等を料金表

（<http://www.sannet.ne.jp/rbb/lte/fee/>）に定めます。

3 料金表で定める伝送速度は、技術規格上の最大となる伝送速度を示したもので、この伝送速度を保証するものではありません。

第 3 章 利用契約

第 6 条（利用契約の申込）

利用契約の申込をするときは、当社が定める方法（オンラインサインアップによる方法）によるものとします。

2 利用契約の申込者の居住地は、日本国内に限るものとします。

第 7 条（利用契約の成立）

当社は、利用契約の申込があったときは、当社所定の方法にてその申込を承諾します。ただし、次の場合にはその申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込人が、その申込にあたって虚偽の申告を行ったことが判明した場合。

(2) 申込人が、本サービスに係る料金または延滞利息（以下「料金等」といいます）の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合。

(3) 申込人が、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 1 項に定める者であるとき

(4) その他当社の業務の遂行上支障がある場合。

2 当社が、利用契約者からの申込を承諾した場合、規約および申込書の内容にしたがって本サービスに係る利用契約が成立します。

第 8 条（電話番号の付与）

当社は、利用契約者に対し、本サービスを利用するための電話番号を定め、1 の SIM カードに対して 1

つ付与します。

2 利用契約者は、本サービスを利用するための電話番号の変更を請求することはできません。

3 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの電話番号を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを利用契約者に通知します。

第 9 条（利用契約の開始日等）

本サービスの利用契約の開始日及び課金開始日は、料金表に定めるものとします。

第 10 条（利用権譲渡の禁止）

利用契約者は、規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

第 11 条（利用契約者の氏名等に関する変更の届出）

利用契約者は、氏名、住所、連絡先等に変更があったときは、当社が別に定める方法により当社に届け出るものとします。

第 12 条（利用契約者が行う利用契約の解除）

利用契約者が、本サービスにかかる利用契約を解除する場合は、当社が別に定める方法により手続きをするものとします。

第 4 章 SIM カード

第 13 条（SIM カードの貸与）

当社は、本サービスの利用契約者に対し、SIM カードを貸与します。

2 利用契約者は、申込時において SIM カードの種別指定するものとします。

3 当社は、利用契約者の指定する日本国内場所において SIM カードを引き渡しします。

4 本サービスを利用するための端末機器については、別記 1 に定めます。

第 14 条（SIM カードに係る利用契約者の義務）

利用契約者は、貸与を受けている SIM カードを善良な管理者の注意を持って管理するものとします。

2 利用契約者は、SIM カードを紛失（盗難による紛失を含みます）、故障または破損した場合、当社が定める方法により再発行を受けるものとします。この場合利用契約者は、当社が料金表に定める再発行の手数料を支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの故障・破損等が当社の責めに帰すべき事由による場合は、無償で交換します。

3 利用契約者は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないものとします。

4 利用契約者は、SIM カードを日本国内で利用するものとします。

第 15 条（SIM カードの返還）

SIM カードの貸与を受けている利用契約者は、利用契約の終了後、速やかに SIM カードを当社に返還するものとします。なお、SIM カードの返還費用は当社が別に定めるものとします。

第5章 利用の中断および利用の停止

第16条 (利用の中断)

当社は、第18条(通信利用の制限)および第19条(通信時間等の制限)の規定により、契約回線による通信を制限するときには、本サービスの利用の全部または一部を中断することがあります。

2 当社は、第18条(通信利用の制限)および前項の規定により本サービスの利用を中断するときは、あらかじめ利用契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないとき、または緊急のためやむを得ないときはこの限りではありません。

第6章 通信

第17条 (サービス提供区域)

本サービスの通信区域は、協定事業者の通信区域(海外ローミングサービスを除きます)の通りとします。契約回線による通信は、その契約回線に接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の場合、利用契約者は当社に対し、当社の責めに帰すべきものを除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第18条 (通信利用の制限)

当社は、契約回線に係る技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または協定事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定に基づいて協定事業者が行う利用の制限が生じた場合、利用を一時的に制限することがあります。

2 前項の場合、利用契約者は当社に対し、当社の責めに帰すべきものを除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第19条 (通信時間等の制限)

前条の規定による場合のほか、当社は通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域への通信の利用を制限することがあります。

2 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(協定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。

3 当社は、1の通信について、その接続時間が継続して一定時間を超えると、無通信時間が一定時間を超えると、その通信を切断することがあります。

4 当社は、本サービスの円滑な提供のため、画像ファイル(動画を含みます)の伝送、ファイル交換

(P2P) のアプリケーション等の利用による帯域を継続的かつ大量に占有するデータ通信について速度や通信料を制限することがあります。制限の内容は、当社のホームページにおいて示すものとします。

5 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 7 章 雑則

第 20 条 (管轄裁判所)

当社による本サービスの提供およびそれにかかる利用契約者の権利義務に関して疑義または紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第 21 条 (準拠法)

この規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 22 条 (会社名等の取扱い)

当社は、利用契約者の名称等 (広く一般に公表されている情報に限ります。) および当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社 (総称して以下、「当社等」といいます。) と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
- (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

第 23 条 (反社会的勢力の排除)

利用契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、利用契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告をすることなく直ちにサービスの提供を中止し、契約を解除することができ、利用契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的

な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

別記

1 端末機器について

利用契約者は、当社が指定する端末機器を自己の責任で用意するものとします。

2 データ通信サービスの利用における禁止行為

(1) 当社もしくは他人の電気通信設備などの利用もしくは運営に支障を与える行為またはその恐れのある行為

(2) 他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信または記載する行為

(3) 他人が嫌悪感を抱く、またはその恐れのある文書等を送信、記載もしくは掲載する行為

(4) 他人に成りすまして各種サービスを利用する行為

(5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為またはその恐れのある行為

(6) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為

(7) 他人を差別し、誹謗中傷し、またはその名義もしくは信用を毀損する行為

(8) 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等、児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字または文書等を送信、記載または掲載する行為

(9) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、またはこれを勧誘する行為

(10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為

(11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為

(12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為

(13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワードまたはその他の情報等を取得する行為または取得するおそれのある行為

(14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為

(15) その他法令に違反する行為

(16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長

附則

（実施時期）

この規約は、2014年3月3日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、2018年1月1日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の前に、本規約に定めるサービスの締結をした者については、第22条（会社名等の

取扱い) については、適用しないものとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2018年12月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2019年3月1日から実施します。